

①

① A 浅草弾左衛門一件

一 私先祖、摂州池田より相州鎌倉へ罷下相勤候処、長太夫以下の者共、依為強盛、私祖先へ支配被為仰付、頼朝公御證文は鎌倉八幡宮へ奉納候書物の儀に付、別当の御書付等も御座候。依之先例に今、鎌倉八幡宮御祭礼御神楽、先達ての供奉、長吏ども烏帽子素抱、或は麻上下を着し相勤申候。

一 御入国の御時、私武蔵国へ府中より罷出、鎌倉にて相勤申候由諸申上候得共、御役等長吏以下支配被為仰付、其節小田原長吏太郎左衛門、小田原氏直の御證文を以長吏以下の支配の儀奉願候得共無御取上、其證文被召上私先祖へ被下置候。其後元禄五申年上州下田村馬左衛門、長吏論に付、甲斐信玄公の證文を以論仕候処、其證文、御評定所にて被召上、私へ被下候事

一 寅の御入国の御時、御馬に足痛沓摺役被仰付候、御馬為御祈禱の猿引御尋の上、私先祖支配の猿引共召連罷出候て

一 祈禱仕候処病馬快気仕候。依為御褒美鳥目頂戴仕候、其為引例毎年正月十一日に、御城様御台所にて鳥目頂戴仕候。中古より

一 西之御丸下段御殿御判頂戴仕、御納戸方より鳥目頂戴仕候。

一 御入国の格式にて唯今に至迄、年始の御礼、元日には御老中様へ上吏より段々御役所様へ相勤申候。

一 従先前手下の女、御関所通候節、私一判にて御留守居様へ申上御判頂戴仕罷通申候事

一 九拾年程以前、灯心引候者、御城様へ上、灯心細工仕、御扶持方頂戴仕候、灯心商の儀、御仕置者御役仕候由緒にて、瀬戸物町・小田原町両辻にて役々の者六十五人の内、毎日罷出、無地代にて商仕来候。浅草観音市場何方に罷在商仕候共、是も無地代毎年十二月、市場商仕来、都て灯心細工并商の儀、古来一名の家業にて御座候事

以下原文省略部分

一 御役目相勤候儀は、御配(厩)へ御用次第に御伴繩差上申候。其外御陣太鼓、御陣御用の皮類、御用次第差上申候。

一 御仕置御役は、晒者・磔・火罪・獄門・鋸挽・文字彫・耳鼻搔切切支丹・鍋銅等にて御座候。六十五年已前、石谷将監様・神尾備前守様御奉行の時、武州鴻巣村磔、三人被遣候に付、御評定所にて被為仰付、御奉書被下置、検使共私先祖に被為仰付候に付、御伝馬申請、長道具為持相勤申候。此外在々支配の内、代替りに一度づつ相廻り改候節も、長道具もたせ申候事

一 堀式部少輔様町奉行の節、私共先祖へ内記と申名を被下、只今内證名に用ひ申候事

一 午末の年、飢饉の節、岩附町の御欠所穀物被下置候。大火の節、御金御米頂戴仕候。丸橋忠弥品川にて磔に被行場所にて、石谷将監様より御金頂戴仕候。甲斐庄飛騨守様より似せ順礼穀物頂戴仕候。盗賊御改方赤井五郎作様より銀子頂戴仕候。丹羽遠江守様より御尋者被為仰付候間、召捕指上候得ば為御褒美金子五両被下置候事

一 当五月中、大納言様御任官為御祝儀、御米五百俵、浅草御蔵にて被下置候。則手下共へ配分仕候事

一 御入国の時、島田儀祐の御鑓吉本御預被遊候。吉本にては手支申候間、神尾備前守様御奉行の節、御願申上候得ば、御番所朱鑓の内吉本被下置候事

一 私支配有之候在々の長吏、無年貢も田地或は居屋敷無年貢にて、田地御年貢差上候もの数多御座候。御水帳直に頂戴仕、其時の

長吏御年貢収納仕候者も御座候事

右の趣此度御尋に付、書上申候写差上申候

右證文毛頭相違無御座候。以上

享保十年巳九月

浅草 弾左衛門

② 鎌倉藤原長吏彈左衛門頼兼与之

長吏 座頭 舞々 猿樂 陰陽師
 壁塗 土鍋 鋳物師 辻盲 非人
 猿引 鉢扣 弦師 石目切 土器師
 放下師 笠借 渡守 山守 髮結
 切付師 関守 鉦打 獅々舞 蓑作
 傀儡師 傾城屋 湯屋 風呂屋 舟大工

右の外品数多役有之、是皆長吏の下たるべし。盜賊の輩は長吏として可行之、湯屋風呂屋は傾城屋の下に付猶舟大工、棒けづり、長吏の下たるべし。人形作りは傀儡師の下に付、沓作・革細工とも八番下さるべし。

治承四年庚子九月

鎌倉長吏彈左衛門頼兼

頼朝御判

③ 乍恐以書付申上候事

一 今度私由緒御尋に付、先達て差上置候、右證文等も写并由緒書一通差上候。其刻申上候鎌倉太郎左衛門へ預置候書物御差凶にて無御座候得共、手下の儀勿論預け置候得共、私所持仕候も同前に御座候間、取寄申候間、御披見の上、御書留奉願候、尤関八州私手下の物、国主・領家の朱印、御墨判数通所持仕候。御深題の上、段々指上申度奉願候北條時頼公の御時、於由井浜、日蓮上人御刑罪の節、私召連罷出候役の者の内、日蓮上人を勞り候得ば、真金の法華經五卷一卷被致附属、只今所持仕候。此儀に付録記等も御座候事

一 御上洛に節、摂津国阿部池田領大内村長吏八右衛門に申付、御伴

綱諸後甲類御用相勤申候古来の御書付、御厩御別当西丸下諏訪部惣左衛門様より請取所持仕候
 依之御代替の節は被下候御伴綱差上、御目見に召連罷上申候、并御上洛の御道具において皮類被為仰付候節は支配其外辻其辺の長吏とも、并私下知仕相勤候事

④

一 先年、日光御社參の時、猿曳被為召出、御泊の節、御厩にて御上覽被為遊候。則私手下の猿曳拾式人召連相勤申候。此節御扶持方頂戴仕候。從伊奈半左衛門様奉請取候、御上覽の節、御持の御扇子頂戴仕候、只今所持仕候。
 右奉書上候通、由緒書御帳面に書加奉願上候、以上
 享保十年巳九月 浅草 彈左衛門

御役目相勤候覚

一 御入国西丸御厩へ今以御伴綱、御用次第差上申候事
 一 御陣御太鼓、御用次第張上候事
 一 御皮類御用、不依在辺被仰付次第相勤候事
 一 御尋者御用、不限在辺被仰付次第相勤候事
 一 御牢屋鋪焼失の節、御囚人脇へ御出被遊候節、外側へ急度番人加勢差出候事
 一 御召の驚（斃力）馬埋申候人足差出相勤申候
 一 御旅行の砌、木戸口へ杖突人足大勢指出相勤申候事
 一 御伝馬役相勤申候事
 一 御入用の諸色芝上相勤申候事
 一 関八州惣支配の出入等、私方にて裁許外、御公儀様へ差出不申候、諸法度の趣、平日申渡、諸事差引仕候
 一 支配の外にても御当地へ罷下り候、出入の節は私方へ被仰付、諸事差引可申候事
 一 享保十年己巳十月 浅草 彈左衛門